

広島県最低賃金

50円（5.15%）引き上げて

「時間額1,020円」に

— 広島地方最低賃金審議会が答申 —



広島地方最低賃金審議会（会長 おかだ ゆきまさ 岡田 行正）は、令和6年8月5日、広島労働局長（おぬま こうじ 小沼 宏治）に対して、「広島県最低賃金を『時間額 1,020 円』に改正することが適当である。」旨を答申しました。

これは、現行の広島県最低賃金（970 円）を 50 円引き上げるもので、6月 28 日に開催された広島地方最低賃金審議会での広島労働局長からの諮問を受け、審議を重ねて答申されたものです。審議では、本年7月 25 日に中央最低賃金審議会から示された目安額（広島県の場合は 50 円）を参考にしつつ、労働者の生計費及び賃金並びに事業の賃金支払い能力や県内の雇用情勢等を踏まえて、取りまとめ答申されました。

広島労働局長は、答申を受け、その要旨を公示して異議申出（期限8月 20 日）に関する手続等を行います。その後、異議申出に係る審議を経て、広島県最低賃金を改正決定することになります。

改正決定の効力発生日は令和6年10月1日となる予定です。

なお、最低賃金の引上げに伴う環境整備のための中小企業・小規模事業者に対する支援策として、業務改善助成金の制度（ホームページ内にリーフレット掲載）があります。広島労働局は、業務改善助成金を一層活用していただくため、8月 9 月に重点的な周知を行うこととしています。

【参考：広島県最低賃金額及び対前年度上昇率・上昇額】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 答申
最低賃金額	871 円	899 円	930 円	970 円	1,020 円
対前年度上昇率	0%	3.21%	3.45%	4.30%	5.15%
対前年度上昇額	0 円	28 円	31 円	40 円	50 円

※最低賃金には「地域別最低賃金」と「特定（産業別）最低賃金」の2種類がありますが、両方の最低賃金が同時に適用される場合は、**高い方の最低賃金額**が適用されます。

令和6年8月5日

広島労働局長

小沼 宏治 殿

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正

広島県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和6年6月28日付け広労発基0628第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、目安額を参考に、賃金上昇率、消費者物価指数等を基に、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

審議において、賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことが再確認された。こうした状況の中、本年度の広島県最低賃金の改正が、県内の中小企業・小規模事業者に与える影響は例年よりも大きく、最低賃金引上げの環境整備を図ることが必要であるとの共通認識の下、次の事項について、積極的に取り組むことを強く要望する。

- 1 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備については、業務改善助成金をはじめとする各種支援策について、他省庁、関係行政機関及び各種事業団体が有機的な連携を図り、一層の周知の徹底に努めることを要望する。
- 2 価格転嫁対策について、他省庁と有機的な連携を図り、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコスト上昇分の適切な転嫁に向けた取組の強化を要望する。
- 3 最低賃金引上げにより、短時間労働者がいわゆる「年収の壁」による労働時間の調整を行うこと等による人手不足の発生、年収の伸びが少なくなる等の問題もあることから、「年収の壁」対策としての制度の見直し、賃上げなどに取り組む事業者への支援の施策を要望する。

別紙

広島県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
広島県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金
1時間 1,020円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和6年10月1日